

「納税者の権利利益の保護及び救済に関する法律」要綱案

目次

第一 目的

第二 納税者権利憲章

- 一 納税者の権利
- 二 行政庁の責務

第三 租税手続

- 一 税務調査
 - 1 税務調査
 - 2 質問及び検査
 - (一) 対象者の範囲
 - (二) 質問及び検査の場所等
 - (三) 手続き
 - (四) 日時変更の権利等
 - (五) 反面調査の特則
 - 3 調査の終結
 - (一) 処分をしない場合
 - (二) 処分をする場合
- 二 処分に関する規定
- 三 更正の請求

第四 租税救済

- 一 通則
- 二 不服審査
 - 1 総則
 - (一) 代理人等
 - (二) 送達場所等の届出
 - (三) 不服申立人の地位の承継
 - (四) 不服申立人代表
 - (五) 参加人
 - (六) 誤った教示をした場合の救済

- (七) 国税の徴収との関係
- (八) 行政不服審査法との関係
- 2 異議手続
 - (一) 総則
 - (二) 異議申立て
 - ア 異議申立て
 - イ 異議申立ての方式
 - ウ 税務署長経由による異議申立て
 - エ 異議申立書の補正
 - オ 不服申立期間
 - カ 納税地の異動
 - キ 却下
 - (三) 異議審理手続
 - ア 異議審理官
 - イ 異議審理
 - (四) 異議決定
 - ア 異議決定
 - イ 異議決定書
 - (五) 異議申立ての取下げ
 - (六) 合意による終結
 - (七) 再調査再処分の制限
- 3 審査手続
 - (一) 総則
 - (二) 審査請求
 - ア 管轄
 - イ 審査請求
 - ウ みなす審査請求
 - エ 審査請求の方式
 - オ 補正
 - カ 異議申立ての制限
 - キ 不服申立期間
 - ク 却下
 - (三) 審査手続
 - ア 担当審判官等
 - イ 審査審理
 - ウ 担当審判官の権限及び義務

- エ 原処分庁の義務
- オ 審査請求人及び参加人の権利及び義務
- カ 口頭意見陳述
- キ 併合審理等

(四) 裁決

- ア 裁決
- イ 裁決書
- ウ 裁決の効力
- エ 裁決の公開
- オ 証拠書類等の返還

(五) 審査請求の取下げ

(六) 合意による終結

(七) 再調査再処分の制限

三 訴訟

- 1 訴訟提起
- 2 訴訟手続
 - (一) 理由の差替えの禁止
 - (二) 原処分庁の調査の制限
- 3 合意による終結
- 4 認容判決の効力

第五 組織

- 一 国税不服審判所の設置
- 二 租税専門部の設置等
- 三 国税苦情処理委員会の設置等

第六 補則

- 一 パブリックコメント
- 二 事前照会制度
- 三 源泉所得制度
- 四 情報通信技術の利用

「納税者の権利利益の保護及び救済に関する法律」要綱案

第一 目的

この法律は、納税者の権利を明らかにし、納税者の権利利益の保護及び救済に関する手続を定めることによって、納税者の権利利益の保護及び救済に資することを目的とすること

第二 納税者権利憲章

一 納税者の権利

1 適正手続保障を受ける権利

納税者は、適正な手続によらなければ租税を課されることはなく、適正な手続によらなければ租税債務の履行を強制されることのない権利を有すること

2 理由付記を受ける権利

納税者は、課税処分その他の不利益処分（以下、「不利益処分」という。）の根拠及びその理由の告知なしに不利益処分を受けない権利を有すること

3 救済に関する権利

納税者は、租税行政庁の違法又は不当な課税処分・徴収処分その他の処分に対して、適正な手続によってその権利利益の救済を図るために必要な権利を有すること

4 専門家の援助を受ける権利

納税者は専門家の援助を受ける権利を有すること

5 税務調査に関する権利

納税者は、税務調査について次の権利を有すること

- (一) 税務調査について事前に通知を受ける権利
- (二) 税務調査の日時の変更を求める権利
- (三) 税務調査について代理人又は代理人になろうとする者の立会いを求めることができる権利
- (四) 税務調査についてその調査の理由の開示を受ける権利
- (五) 税務調査において臨検、搜索、差押に類する不当な調査を受けない権利
- (六) 調査の結果の通知を受ける権利
- (七) 重複調査を受けない権利

6 十分かつ適法に収集された証拠なしに処分を受けない権利

納税者は、十分かつ適法に収集された証拠なしに処分を受けない権利を有すること

7 民意の反映した納税苦情機関に対して苦情を申立てる権利

納税者は、租税行政庁の職員による違法又は不当な行為に関し、民意の反映された公平中立な機関に対して苦情を申立てる権利を有するとすること

8 正当な理由なく書類その他の情報の開示提供を求められない権利

納税者は、正当な理由なく書類その他の情報の開示提供を求められない権利を有することとする

9 情報の開示提供の要請が正当な理由に基づくことの説明を受ける権利

納税者は、情報の開示提供の要請が正当な理由に基づくことの説明を受ける権利を有するとすること

10 プライバシーの権利

納税者は、租税行政庁が知り得た納税者に関する情報を、法律に別段の定めのある場合を除き、第三者に対して開示されない権利を有するとすること

11 差別的待遇を受けない権利

何人も処分に不服を申立て又は訴訟を提起したことにより、いかなる差別的待遇も受けないとすること。

12 租税立法乃至通達の制定に対して意見を表明できる権利

納税者は、租税に関する法律や行政庁が作成する租税通達が制定される場合、その内容を事前に検討し、これに関する意見を表明できる権利を有すること

13 中立かつ公平な裁判所において裁判を受ける権利

納税者は、租税に関する事件について、専門部の設置その他法の定めるところにより組織された租税法に精通した中立かつ公平な裁判所において裁判を受ける権利を有するとすること

14 内部基準等を知る権利

納税者は、租税行政庁に対し、法令及び通達の解釈適用に際し利用される内部基準等の内容について、知る権利を有するとすること

二 租税行政庁の責任

1 公正執行責任

- ・ 税務行政は、納税者の権利を保障すべく、適正かつ公正を旨として行われなければならないこと
- ・ 租税行政庁は、この法律の第2章(納税者権利憲章)にしたがい裁量権を行使しなければならないとすること

2 最善役務提供責任

- ・ 租税行政庁の職員は、納税者に対して最善の役務を提供しなければならないものとする

3 納税者の権利の尊重

- ・ 租税行政庁の職員は、その職務を遂行するに際し、納税者の権利利益を害し

てはならないものとする

4 説明責任

- ・ 国は、納税者に対して行なった処分等について、その理由を付記した書面により納税者に説明する責任があるとする

5 秘密保持

- ・ 租税行政庁の職員は、租税行政庁が収集し保有する納税者に関する情報を、法律に別段の定めがある場合を除き、他人に提供し、漏らし、または目的外に使用してはならないものとする
- ・ 租税行政庁は、その収集した納税者に関する情報が、法律に別段の定めがある場合を除き、第三者に開示されないことを保障するための適切な措置を講ずべき責務を有する

6 納税者尊重責任

- ・ 租税行政庁の職員は、納税者が納税に関して行った手続は誠実に行われたものと推定し、これを尊重しなければならない。

7 誠実聴取責任

- ・ 租税行政庁の職員は、納税者が誠実であると推定し、納税者の主張及び説明を真摯かつ誠意をもって聴取しなければならないとする

第三 租税手続

一 税務調査

1 税務調査

- ・ 国税庁、国税局、税務署又は税関の職員（以下、「国税庁等の職員」という。）は、納税者その他の関係者に対し、必要な調査（以下、「税務調査」という。）をすることができる
- ・ 税務調査の対象になる者は、弁護士又は税理士を代理人として選任することができる
- ・ 国税庁等の職員は、国税に関する課税標準又は税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていないと思料するときその他必要と認められる場合、調査の対象者に対して質問し又は納税申告書作成の基礎とされる財産、帳簿書類その他の物件を検査することができる（以下、「質問及び検査」という。）
- ・ 国税庁等の職員が質問及び検査を行う場合には、この法律の定める手続に従わなければならない

2 質問及び検査

（一）対象者の範囲

- ・ 質問の相手方は、納税者に限るとする。ただし、法人の場合には、役員を含むものとする

- ・ 代理人は、納税者に代わって、国税庁等の職員の質問に対して回答することができるものとする

(二) 質問及び検査の場所等

- ・ 質問及び検査は、納税者の承諾を得ていない住居その他の場所に立ち入ることができることができないことを明らかにすること
- ・ 質問及び検査は、犯罪捜査のために行われるものと解してはならないとすること

(三) 手続

- ・ 国税庁等の職員が質問検査を行う場合は、国税庁、国税局、税務署又は税関の長（以下、「国税庁等の長」という。）は、質問及び検査を受ける者（以下、「質問及び検査の対象者」という。）に対し、事前に、質問及び検査を行おうとする日時及び場所、税目、対象となる課税期間、質問及び検査を行う具体的理由及び調査を行う担当者の氏名を、書面により通知しなければならないとすること
- ・ 事前通知をする場合には、納税者の権利利益の内容を明らかにした書面を併せて交付しなければならないとすること
- ・ ただし、検査をしようとする物件が隠滅される等調査の目的を達成することが著しく困難になると認めるに足りる相当な理由がある場合は、この限りでないとする
- ・ 対象者に代理人が選任された場合には、事前通知は当該代理人に対してもなされなければならないとすること
- ・ 質問及び検査は、国税庁等の職員が事前通知に記載事項に限るとすること
- ・ 国税庁等の職員が質問及び検査を行う場合、質問及び検査の対象者は、代理人（代理人となろうとする者を含む。）を立ち合わせることができ、国税庁等の職員は、その立会いを拒否することができないものとする

(四) 日時変更の権利等

- ・ 事前通知を受けた者及び代理人は、理由を付して質問及び検査を行おうとする日時及び場所の変更を求めることができるとする
- ・ 国税庁等の長が日時及び場所の変更を求められた場合、事前通知を受けた者及びその代理人と、調査の日時及び場所について協議するものとする
- ・ 国税庁等の職員は、質問及び検査を行うときは、予めその身分を明らかにする証明書及び調査対象税目に関する調査権限等を有することを証する証明書を質問及び検査の対象者及び代理人に提示しなければならないとする

(五) 反面調査の特則

- ・ 納税者を対象とした調査だけでは当該調査の目的が達せられないと認められる場合に限り、納税者の親族、取引先その他の関係者に対し質問及び検査（以下、「反面調査」という。）を行うことができるものとする

- ・ 反面調査を行う場合には、調査の対象となった納税者及び反面調査の対象となる関係者に対して、事前に、反面調査を行おうとする日時及び場所、調査の対象となる納税者、税目、対象となる課税期間、反面調査を行う具体的理由及び調査を行う担当者の氏名を、書面により通知しなければならないとすること
- ・ 事前通知をする場合には、納税者の権利利益の内容を明らかにした書面を併せて交付しなければならないとすること
- ・ ただし、検査をしようとする物件が隠滅される等調査の目的を達成することが著しく困難になると認めるに足る相当な理由がある場合は、事前通知をしないことができるものとする
- ・ 事前通知をしないことができる場合であっても、税務調査が終了するまでに、調査の対象となった納税者及び反面調査の対象者に対し、反面調査を行った具体的理由を通知しなければならないとすること
- ・ 反面調査を受ける者及びその代理人は、理由を付して質問及び検査を行おうとする日時及び場所の変更を求めることができる
- ・ 国税庁等の長が日時及び場所の変更を求められた場合、反面調査を受ける者及びその代理人と、調査の日時及び場所について協議するものとする
- ・ 国税庁等の職員は、質問及び検査を行うときは、予めその身分を明らかにする証明書及び調査対象税目に関する調査権限等を有することを証する証明書を質問及び検査の対象者及び代理人に提示しなければならないとすること。
- ・ 調査の対象となった納税者及びその代理人は反面調査に立ち会うことができる
- ・ 調査の対象となった納税者及びその代理人は反面調査の日時の変更を求めることができ、この場合の手続は、納税者による日時の変更手続に準ずるものとする

3 調査の終結

(一) 処分をしない場合

- ・ 国税庁等の長は、質問及び検査の結果、処分する場合を除き、納税者に対し、次のような内容を記載した書面(以下、「不処分通知」という。)を、税務調査終了後直ちに納税者に交付するものとする
 - イ 調査対象者の氏名（法人の場合は代表者名も付記）又は名称
 - ロ 調査を実施した税目
 - ハ 調査を実施した税目に係る対象年度
 - ニ 調査を担当した国税庁等の職員の所属及び官職並びに氏名
 - ホ 所轄税務署長氏名
 - ヘ 税務調査が終了したこと及び処分をしないこと
- ・ 不処分通知を交付した場合には、調査を実施した対象年度の税目について、再

度、調査の対象とすることはできないとすること。ただし、偽りその他不正の行為に該当すると認められる場合は除くものとすること

(二) 処分をする場合

- ・ 税務調査の結果、当該税務調査の対象とされた納税申告書が法律の規定に従って計算されていない事実など正当な課税標準又は税額と異なる事実（以下、「問題点等」という。）が認められ、課税標準又は税額を是正する必要があると認められる場合には、処分をする前に、次のとおり手続を行うこととすること
- イ 税務調査が終了し、問題点等が認められた場合、国税庁等の職員は、納税者及び代理人に対して当該問題点等の内容について、法律上の根拠、事実認定の根拠その他当該問題点等があると認めた理由を具体的かつ詳細に説明する義務を負うとすること
- ロ 当該問題点等に関する国税庁等の職員の説明に対して、納税者及び代理人が弁明を申し出た場合又は反論をしようとする場合には、国税庁等の職員はその機会を与えなければならないとすること
- ハ 納税者及び代理人から弁明又は反論があった場合において、国税庁等の職員は、納税者及び代理人と、当該弁明又は反論の内容について協議しなければならないとすること
- ニ 国税庁等の長と納税者は、協議の結果、課税標準及び税額について合意することができる。
- ホ 納税者が合意に基づき申告書を提出した場合には、国税庁等の長は、当該申告書の提出を受けた後直ちに納税者に対して不処分通知を交付しなければならないとすること

二 処分に関する規定

- 1 国税庁長官は、処分基準を定め、かつ、これを公にするものとすること
 - 2 すべての処分について、文書によって処分の理由を付記するものとすること
 - 3 理由を付記するには、①根拠となる法律の名称、条文その他の規定、②その法律に基づいて更正したことの理由等、③事実認定を行った場合には、その根拠となった事実関係、④納税者から弁明又は反論がなされている場合には、これに対する判断、⑤その他参考となる事項を具体的かつ明確に記載しなければならないものとすること
 - 4 国税庁等の職員が、納税者に対して処分をした場合、その後、処分の対象となった税目及びその対象年度について納税者に不利益な新たな処分をすることができないものとすること
- 偽りその他の不正の行為に該当すると認められる事実があった場合はこの限りではないとすること

三 更正の請求

- 1 更正の請求をなしうる期間について、現行の1年を減額更正の期間と一致させること
後発的事由に基づく更正の請求の期間についても同様とすること
 - 2 期間の終了間際に更正の請求がなされた場合、期間の経過にかかわらず、減額更正処分をできるよう所要の規定の整備を図るものとする
- 四 その他所要の規定の整備を図ること

第四 租税救済

一 通則

- ・ 国税に関する法律に基づく処分に不服のある者は、この法律の定めるところにより異議申立て、審査請求又は当該処分の取消しを求める訴訟を提起することができることとすること
- ・ 国税に関する法律に基づく処分に関する訴訟については、この法律に別段の定めがあるものを除き、行政事件訴訟法その他の一般の行政事件訴訟に関する法律の定めるところによることとすること
- ・ 国税に関する法律に基づく処分に関して、訴訟を提起した者は、当該処分に関して不服申立てをすることができないとすること
- ・ 「国税に関する法律に基づく処分」から、この法律又は行政不服審査法の規定による処分その他の規定による不服申立てについてした処分、国税犯則取締法に基づく処分を除外すること
- ・ 何人も、国税に関する法律に基づく処分に不服を申立て又は訴訟を提起したことにより、いかなる差別的待遇を受けてはならないとすること
- ・ 国は、国税に関する法律に基づく処分に不服のある者に対して行なった国税に関する法律に基づく処分について、その根拠を納税者に説明する責任があるとすること

二 不服審査

1 総則

(一) 代理人等

- ・ 国税に関する法律に基づく処分に不服のある者は国税に関する法律に基づく処分について異議申立て又は審査請求（以下異議申立てと審査請求を併せて「不服申立て」という。）をしようとする場合、その異議申立て又は審査請求を行なうために、弁護士又は税理士を代理人として選任することができるものとする
ただし特段の事情がある場合には、適当な者を代理人とすることができるものとする
- ・ 国税に関する法律に基づく処分に不服のある者から選任された代理人は、当該

納税者が異議申立て又は審査請求のために為しうる一切の行為をすることができるものとする

- ・ ただし、不服申立ての取下げ及び復代理人の選任は、特別の委任を受けた場合に限り、することができるものとする
- ・ 代理人の権限は、書面で証明しなければならないものとする
- ・ 代理人がその権限を失つたときは、国税に関する法律に基づく処分に不服のある者は、書面でその旨を異議申立てがされている税務署長その他の行政機関の長（以下、「異議審理庁」という。）又は首席国税審判官（以下、異議審理庁と首席国税不服審判官とを併せて「異議審理庁等」という。）に届け出なければならないものとする

(二) 送達場所等の届出

- ・ 代理人である弁護士又は税理士は、送達を受けるべき場所（日本国内に限るものとする。）を異議審理庁等に届け出ることができるものとする
- ・ 送達場所の届出があった場合には、送達を要する書面の送達は、その届出に係る場所においてするものとする

(三) 不服申立人の地位の承継

- ・ 異議申立て又は審査請求をした国税に関する法律に基づく処分に不服のある者（以下、「不服申立人」という。）が死亡したときは、相続人は、不服申立人の地位を承継するものとする
- ・ 不服申立人について合併又は分割（不服申立ての目的である処分に係る権利を承継させるものに限るものとする。）があつたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該権利を承継した法人は、不服申立人の地位を承継するものとする。不服申立人である人格のない社団等の財産に属する権利義務を包括して承継した法人についても、同様とする
- ・ 不服申立人の地位を承継した者は、書面でその旨を異議審理庁等に届け出なければならないものとする
- ・ 不服申立人の地位の承継に関する届出には、死亡若しくは分割による権利の承継又は合併の事実を証する書面を添附しなければならないものとする
- ・ 不服申立ての目的である処分に係る権利を譲り受けた者は、異議審理庁等の許可を得て、不服申立人の地位を承継することができるものとする

(四) 不服申立人代表

- ・ 「総代」という名称を現代的な「不服申立人代表」という表現に改めること
- ・ 多数人が共同して不服申立てをする場合、三人を超えない不服申立人代表を互選することができるものとする
- ・ 不服申立人代表の権限は、書面で証明しなければならないものとする
- ・ 異議審理庁等は、共同不服申立人が不服申立人代表を互選しない場合において、

必要があると認めるときは、不服申立人代表の互選を命じることができること

- ・ 不服申立人代表は、他の共同不服申立人のために、不服申立ての取下げを除き、当該不服申立てに関する一切の行為をすることができること
- ・ 不服申立人代表が選任されたときは、共同不服申立人は、不服申立人代表を通じてのみ不服申立てに関する行為をおこなうことができること
- ・ 共同不服申立人に対する異議審理庁等（担当審判官を含む。）の通知その他の行為は、二人以上の不服申立人代表が選任されている場合においても、一人の不服申立人代表に対してすれば足りること
- ・ 共同不服申立人は、必要があると認める場合には、不服申立人代表を解任することができること
- ・ 不服申立人代表がその権限を失ったときは、不服申立人は、書面でその旨を異議審理庁等に届け出なければならないものとする。

(五) 参加人

- ・ 利害関係人は、異議審理庁等の許可を得て、参加人として不服申立てに参加することができるものとする
- ・ 異議審理庁等は、必要があると認めるときは、利害関係人に対し、参加人として不服申立てに参加することを求めることができるものとする
- ・ 異議審理庁等は、不服申立てについての決定又は裁決をした場合には、異議決定書又は裁決書の謄本を参加人に送付しなければならないものとする
- ・ 担当審判官は、審理を行なうため必要があるときは、参加人の申立てにより審理のための質問、検査等の行為をすることができるものとする。

(六) 誤った教示をした場合の救済

- ・ 国税に関する法律に基づく処分をした行政機関が、不服申立てをすべき行政機関又は裁判所を教示する際に、誤って当該行政機関でない行政機関又は当該裁判所でない裁判所を教示した場合の救済について所要の規定を整備すること

(七) 国税の徴収との関係

- ・ 国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立ては、その目的となった処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げないものとする
- ・ 異議審理庁は、異議申立人が、相当な担保を提供し、異議申立ての目的となった処分に係る国税につき、その徴収を猶予し、若しくは滞納処分の続行を停止し、又はこれらを命ずることを求めた場合においては、その徴収を猶予し、若しくは滞納処分の続行を停止し、又はこれらを命ずること
- ・ 異議審理庁は、必要があると認めるときは、異議申立人の申立てにより、又は職権で、異議申立ての目的となった処分に係る国税の全部若しくは一部の徴収を猶予し、若しくは滞納処分の続行を停止し、又はこれらを命ずることができる

のとする事

- ・ 首席国税審判官は、審査請求人が、相当な担保を提供し、審査請求の目的となつた処分に係る国税につき、その徴収を猶予し、若しくは滞納処分の続行を停止し、又はこれらを命ずることを求めた場合においては、徴収の所轄庁により徴収の権限を有する国税局長、税務署長又は税関長（以下、「徴収の所轄庁」という。）に対し、その徴収を猶予し、若しくは滞納処分の続行を停止し、又はこれらを命ずるとする事
- ・ 首席国税審判官は、必要があると認めるときは、審査請求人の申立てにより、又は職権で、審査請求の目的となつた処分に係る国税につき、徴収の所轄庁により徴収の権限を有する徴収の所轄庁の意見をきいたうえ、当該国税の全部若しくは一部の徴収を猶予し、又は滞納処分の続行を停止することを徴収の所轄庁に求めることができるものとする事
- ・ 裁判所は、原告が、相当な担保を提供し、訴訟の目的となつた処分に係る国税につき、その徴収を猶予し、若しくは滞納処分の続行を停止し、又はこれらを命ずることを求めた場合においては、徴収の所轄庁に対し、その徴収を猶予し、若しくは滞納処分の続行を停止し、又はこれらを命ずるとする事
- ・ 裁判所は、必要があると認めるときは、原告の申立てにより、又は職権で、審査請求の目的となつた処分に係る国税につき、徴収の所轄庁により徴収の権限を有する徴収の所轄庁の意見をきいたうえ、当該国税の全部若しくは一部の徴収を猶予し、又は滞納処分の続行を停止することを徴収の所轄庁に求めることができるものとする事
- ・ 徴収の所轄庁は、国税不服審判所長又は裁判所から徴収の猶予等又は差押えの解除等を求められたときは、審査請求又は訴訟の目的となつた処分に係る国税の全部若しくは一部の徴収を猶予し、若しくは滞納処分の続行を停止し、又はその差押えをせず、若しくはその差押えを解除しなければならないものとする事
- ・ 不服申立て又は訴訟提起がなされた場合、その不服申立てについての決定又は裁決あるいは判決があるまで、国税の徴収のため差し押えた財産の滞納処分（その例による処分を含む。）による換価をすることができないものとする事
- ・ ただし、財産の価額が著しく減少するおそれがあるとき、又は不服申立人（不服申立人が処分の相手方でないときは、不服申立人及び処分の相手方）又は訴訟を提起した原告から別段の申出がある場合を除くとする事
- ・ 徴収の猶予等を受けた者に繰上請求の一に該当する事実がある場合の取扱いに関する所要の規定を整備する事

(八) 行政不服審査法との関係

- ・ 国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立てについては、行政不服審査法との関係に関して所要の規定を整備する事

- ・ 酒税法第二章（酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等）の規定による処分に対する不服申立てについては、行政不服審査法の定めるところによるものとし、この法律の規定は、適用しないものとする

2 異議手続

(一) 総則

異議手続について所定の規定の整備を図ること

(二) 異議申立て

ア 異議申立て

- ・ 税務署長が行なった処分、国税局長がした処分、国税庁長官がした処分、税関長がした処分に不服のある者は、それぞれその処分をした行政機関の長に対し、異議申立てをすることができる
- ・ 国税に関する法律に基づく処分、国税庁、国税局、税務署又は税関の職員がしたものに不服がある者は、それぞれの職員の所属する国税庁、国税局、税務署又は税関の長がその処分をしたものとみなして、その行政機関の長に対し、異議申立てをすることができる
- ・ 国税に関する法律に基づき税務署長がした処分が、その処分に係る事項に関する調査について国税局の職員によってされた旨の記載がある書面により為された場合には、その処分は国税局長がした処分とみなして、その処分をした税務署長の管轄区域を所轄する国税局長に対して、異議申立てをすることができる
- ・ 上記書面について、調査について国税庁の職員によってされた旨の記載がある場合には、その処分は国税庁長官がした処分とみなして、国税庁長官に対して、異議申立てをすることができる
- ・ 審査請求又は訴訟提起をした者は異議申立てをすることができない

イ 異議申立ての方式

- ・ 異議申立ては、必要な事項を記載した書面（以下、「異議申立書」という。）を提出して行なわなければならない

ウ 税務署長経由による異議申立て

- ・ 国税局又は国税庁の職員の調査に係る処分についての異議申立ては、当該異議申立てに係る処分をした税務署長に異議申立書を提出する方法でもできる
- ・ 税務署長経由による異議申立てがなされた場合、税務署長は、直ちに、異議申立書を当該税務署長の管轄区域を所轄する国税局長又は国税庁長官に送付しなければならない

エ 異議申立書の補正

- ・ 異議審理庁は、異議申立てが国税に関する法律の規定に従っていないもので

補正することができるものであると認めるときは、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならないものとする

- ・ 異議申立ての不備が軽微なものであるときは、異議審理庁は、職権で補正することができるものとする
- ・ 異議申立人は、異議審理庁から補正を求められた場合、その異議申立てに係る税務署その他の行政機関に出頭して補正すべき事項について陳述し、その陳述の内容を当該行政機関の職員が録取した書面に押印することによっても、これを行うことができるものとする

オ 不服申立期間

- ・ 異議申立ては、処分があつたことを知つた日（処分に係る通知を受けた場合には、その受けた日）の翌日から起算して 6 月以内にしなければならないものとする
- ・ 期間の経過について正当な理由がある場合には、この限りではないとする
- ・ 国税局又は国税庁の職員の調査に係る処分について税務署長を経由してなされる方法で異議申立てを行った場合、異議申立期間の計算については、税務署長に異議申立書が提出された時に異議申立てがされたものとみなすものとする
- ・ 異議申立ては、処分があつた日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、することができないものとする。ただし、正当な理由があるときは、この限りでないものとする
- ・ 税務署長経由による異議申立てにかかる異議申立書が郵便又は信書便により提出された場合には、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日（その表示がないとき、又はその表示が明瞭でないときは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日）にその提出がされたものとみなすものとする
- ・ 国税に関する法律に基づく処分をした者が誤つて法定の期間より長い期間を不服申立期間として教示した場合において、その教示された期間内に不服申立てがされたときは、当該異議申立ては、法定の期間内にされたものとみなすものとする

カ 納税地の異動

- ・ 所得税、法人税、相続税、贈与税、地価税、課税資産の譲渡等に係る消費税又は電源開発促進税に係る税務署長又は国税局長（以下、「税務署長等」という。）の処分（国税の徴収に関する処分及び滞納処分（その例による処分を含むものとする。）を除くものとする。）があつた時以後にその納税地に異動があつた場合において、その処分の際における納税地を所轄する税務署長等と当

該処分について異議申立てをする際における納税地を所轄する税務署長等とが異なることとなるときは、その異議申立ては、現在の納税地を所轄する税務署長等に対してしなければならないものとする。この場合においては、その処分は、現在の納税地を所轄する税務署長等がしたものとする。

- ・ 異議申立てをする者は、異議申立書にその処分に係る税務署又は国税局の名称を付記しなければならないこと
- ・ 異議申立書がその処分に係る税務署長等に提出されたときは、当該税務署長等は、その異議申立書を受理することができることとする。この場合においては、その異議申立書は、現在の納税地を所轄する税務署長等に提出されたものとみなすこと
- ・ 異議申立書を受理した税務署長等は、その異議申立書を現在の納税地を所轄する税務署長等に送付し、かつ、その旨を異議申立人に通知しなければならないこと
- ・ 所得税、法人税、相続税、贈与税、地価税、課税資産の譲渡等に係る消費税又は電源開発促進税に係る税務署長等の処分について異議申立てがされている場合において、その処分に係る国税の納税地に異動があり、その異議申立てがされている税務署長等と異動後の納税地を所轄する税務署長等とが異なることとなるときは、当該異議申立てがされている税務署長等は、異議申立人の申立てにより、又は職権で、当該異議申立てに係る事件を異動後の納税地を所轄する税務署長等に移送することができること
- ・ 異議申立てに係る事件の移送があつたときは、その移送を受けた税務署長等にはじめから異議申立てがされたものとみなし、当該税務署長等がその異議申立てについての決定を行なうこと
- ・ 異議申立てに係る事件を移送したときは、その移送をした税務署長等は、その異議申立てに係る異議申立書及び関係書類その他の物件（以下「異議申立書等」という。）をその移送を受けた税務署長等に送付し、かつ、その旨を異議申立人に通知しなければならないこと

キ 却下

- ・ 異議審理庁は、異議申立てが法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、決定で、当該異議申立てを却下するものとする

(三) 異議審理手続

ア 異議審理官

- ・ 異議審理庁における担当官（以下、「異議審理官」という。）の地位、権限等の根拠を明確にすること

イ 異議審理

- ・ 異議審理庁の審理は処分行政庁が理由付記によって納税者に示した処分理由

に限ることとすること

- ・ 異議審理庁が、異議審理のために、異議申立てに係る処分を担当した国税庁等の職員を招集した場合には、当該職員は、指定された期日及び場所に出頭しなければならないものとする
- ・ 異議申立てをした不服申立人（以下、「異議申立人」という。）は、異議審理庁に対し、口頭で意見を述べる権利を有するものとする
- ・ 異議審理庁は、異議申立人の申立てがある場合は、異議申立てに係る処分を担当した国税庁等の職員に異議申立人の意見の陳述を聞かせなければならないものとする
- ・ 異議審理庁は、職権により、異議申立てに係る処分を担当した国税庁等の職員に異議申立人の意見の陳述させることができるものとする
- ・ 異議申立人は、処分をした国税庁等に対し、処分の理由について釈明を求め、又は理由に関する処分の根拠について説明を求めることができるものとする
- ・ 処分をした国税庁等は、異議申立人の説明の要求に対し、これに回答する義務を有するものとする
- ・ 異議審理庁は、異議申立てがされた日の翌日から起算して 3 月を経過しても当該異議申立てが係属しているときは、当該異議申立てにかかる処分が審査請求をすることができないものである場合を除き、遅滞なく、当該処分について直ちに審査請求又は訴訟提起をすることができる旨を書面でその異議申立人に教示しなければならないとする
- ・ この場合、上記書面には、処分の理由が当該処分にかかる通知書その他の書面により処分の相手方に通知されている場合を除き、その処分の理由を付記しなければならないとする
- ・ 異議審理庁は、必要があると認めるときは、数個の不服申立てを併合し、又は併合された数個の不服申立てを分離することについて所要の規定を整備すること
- ・ 更正若しくは税務署長が納税申告書を提出する義務があると認められる者が当該申告書を提出しなかつた場合に当該申告書に係る課税標準等及び税額等の決定又は賦課決定（以下、「更正決定等」という。）について異議申立てがされている場合において、当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等があるときは、異議審理庁は、当該他の更正決定等についてあわせて審理することができるものとする
- ・ ただし、当該他の更正決定等について不服申立ての決定又は裁決がされているときは、この限りでないものとする
- ・ この場合に、異議審理庁は、当該不服申立てについての決定において当該他

の更正決定等の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(四) 異議決定

ア 異議決定

- ・ 異議審理庁は、異議申立てに理由があると判断した場合、決定で、当該異議申立てにかかる処分の全部若しくは一部を取消し、又はこれを変更しなければならないとすること。ただし、異議申立人の不利益に変更することはできないとすること
- ・ 異議審理庁は、異議申立てに理由がないと判断した場合、決定で、当該異議申立てを棄却するものとする
- ・ 異議申立ての理由が処分の違法性にある場合、異議審理庁は処分行政庁が理由付記によって納税者に示した処分理由以外の理由を根拠に処分の適法性を認定してはならないとすること
- ・ 異議審理庁は、異議申立てにかかる処分の全部又は一部を維持する場合であっても、当該処分を取消しないし変更する場合であっても、異議決定書において当該決定の根拠を明確に説明しなければならないとすること
- ・ 異議決定の根拠について、異議申立ての理由が処分の不当性にあった場合には、その処分の合理性を積極的に説明しなければならないとすること

イ 異議決定書

- ・ 異議決定書には、異議審理庁及び異議審理官が記名捺印をしなければならないものとする
- ・ 異議審理庁は、審査請求をすることができる処分にかかる異議申立てについて決定をする場合には、異議決定書に、当該処分につき、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる旨並びに審査請求期間及び裁判所に対して訴訟を提起することができる旨並びに提訴期間を記載して、これを教示しなければならないものとする
- ・ 異議決定は、異議審理庁が異議決定書の謄本を異議申立人の指定した送達場所に送達して行なうものとする
- ・ 異議決定は、異議申立人又はその代理人が異議決定書の謄本の送達を受けたときからその効力を生じるものとする
- ・ 異議申立てが処分の相手方以外の者のしたものである場合、異議審理庁は、異議申立書の謄本を異議申立人の他に処分の相手方にも送達しなければならないものとする

(五) 異議申立ての取下げ

- ・ 異議申立人は、異議申立ての決定があるまでは、いつでも書面により当該異議申立てを取下げることができる
- ・ 異議決定を経ないで審査請求がされたときは、異議申立ては取下げられたも

のとみなすこと

(六) 合意による終結

- ・ 異議審理庁は、紛争の早期解決のために異議申立人と処分行政庁の合意のもとに異議手続を終結させることができるものとする
- ・ この場合、異議審理庁は、異議申立人との合意の内容を記載した書面を作成し、これを異議申立人又は代理人に送達しなければならないものとする
- ・ 合意により異議手続が終結した場合は、合意の内容を誠実かつ迅速に実行しなければならないものとする

(七) 再調査再処分の制限

- ・ 処分行政庁は、偽りその他の不正の行為に該当すると認められる場合でない限り、異議決定又は合意により終結した事案の課税標準及び税額に関し、新たに調査又は処分をすることができないものとする

3 審査手続

(一) 総則

- ・ 審査請求制度について所要の規定の整備を図ること。
- ・ 国税不服審判所は、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対する裁決を行なう機関とすること
- ・ 国税不服審判所の事務の一部を取り扱わせるため、所要の地に支部を置くことにすること
- ・ 国税不服審判所の長は、国税不服審判所長とし、内閣総理大臣が国会の承認を得てこれを任命するものとする
- ・ 各支部に勤務する国税審判官のうち1人を首席国税審判官とすること
- ・ 国税不服審判所長は、法令通達の解釈に関し、支部間で齟齬が生じないように、法令通達に関する行政解釈の統一性を図る責任があること明確にすること
- ・ 首席国税審判官は、当該支部の事務を総括するとすること
- ・ 国税不服審判所の組織及び運営に関し必要な事項、支部の名称及び位置は府令で定めるとすること
- ・ 国税不服審判所には、国税審判官、国税副審判官及び国税審査官を置くこととする
- ・ 国税審判官は、国税不服審判所長に対してされた審査請求にかかる事件の調査及び審理を行なうとすること
- ・ 国税副審判官は、国税審判官の命を受け、その事務を整理すること
- ・ 国税副審判官のうち国税不服審判所長の指名する者は、国税審判官の職務を行なうことができることとする
- ・ 国税審査官は、国税審判官及び国税副審判官の事務を補助するとすること

- ・ 国税審判官の資格は、法律で定めるものとする

(二) 審査請求

ア 管轄

- ・ 審査請求は、審査請求人の住所地を管轄する国税不服審判所の管轄に属するものとする

イ 審査請求

- ・ 不服申立人は、税務署長が行なった処分、国税局長がした処分（国税局長がした処分とみなされる場合を含む）、国税庁長官がした処分（国税庁長官がした処分とみなされるものを含む）、税関長がした処分について、異議申立てに代えて、首席国税審判官に対し、審査請求をすることができるものとする
- ・ 不服申立人は、国税庁、国税局、税務署及び税関以外の行政機関の長又はその職員がした処分について、首席国税審判官に対し、審査請求をすることができるものとする
- ・ 異議申立人は、異議決定を経た後の処分になお不服がある場合には、首席国税審判官に対し、審査請求をすることができるものとする
- ・ 異議申立人は、異議申立てをした日の翌日から起算して 3 月を経過しても異議申立てについての決定がない場合、当該異議申立てにかかる処分について、決定を経ないで、首席国税審判官に対して審査請求をすることができるものとする
- ・ 処分につき異議申立てをすることができる旨の行政不服審査法の規定による教示を受けなかった者は、首席国税審判官に対し審査請求をすることができるものとする
- ・ 訴訟提起をした者は審査請求ができないものとする

ウ みなす審査請求

- ・ 税務署長、国税局長又は税関長に対して異議申立てがされた場合において、当該税務署長、国税局長又は税関長がその異議申立てを審査請求として取り扱うことを適当と認めてその旨を異議申立人に通知し、かつ、当該異議申立人がこれに同意したときは、その同意があった日に、国税不服審判所長に対し、審査請求がされたものとみなすとする
- ・ 上記通知にかかる書面には、異議申立てにかかる処分の理由が当該処分にかかる通知書その他の書面により処分の相手方に通知されている場合を除き、その処分の理由を付記しなければならないとする
- ・ 異議申立てを審査請求とみなす場合、当該異議申立てがされている税務署長、国税局長又は税関長は、その異議申立書等を首席国税審判官に送付し、かつ、その旨を異議申立人に通知しなければならないとする
- ・ この場合においては、その送付された異議申立書は、審査請求書とみなす

すること

エ 審査請求の方式

- ・ 審査請求は、必要な事項を記載した書面（以下、「審査請求書」という。）を提出してしなければならないとすること
- ・ 審査請求は、審査請求にかかる処分（当該処分にかかる異議申立てについての決定を含む。）をした行政機関の長を経由してすることもできるとすること
- ・ この場合においては、当該行政機関の長に審査請求書を提出するものとする
- ・ 審査請求書の提出を受けた行政機関の長は、直ちに、審査請求書を首席国税審判官に送付しなければならないとすること
- ・ 審査請求が行政機関の長を経由してされる場合、審査請求期間の計算については、審査請求書が行政機関の長に提出された時に審査請求がされたものとみなすこと

オ 補正

- ・ 首席国税審判官は、審査請求が国税に関する法律の規定に従っていないもので補正することができるものであると認めるときは、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならないとすること
- ・ 審査請求の不備が軽微なものであるときは、首席国税審判官は、職権で補正することができるものとする
- ・ 審査請求人は、首席国税審判官から補正を求められた場合、国税不服審判所に出頭して補正すべき事項について陳述し、その陳述の内容を国税不服審判所の職員が録取した書面に記名捺印することによっても、これを行うことができる

カ 異議申立ての制限

- ・ 審査請求をした不服申立人は審査請求をした後に当該審査請求にかかる事件について異議申立てをすることができないものとする

キ 不服申立期間

- ・ 審査請求は、処分があつたことを知った日（処分に係る通知を受けた場合には、その受けた日）の翌日から起算して 6 月以内にしなければならないものとする
- ・ 異議決定に対する審査請求については、異議決定書の謄本の送達があつた日の翌日から起算して 6 月以内にしなければならないとすること
- ・ 期間の経過について正当な理由がある場合には、この限りではないとすること
- ・ 不服申立ては、処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができないものとする。ただし、正当な理由があるときは、この

限りでないものとする

- ・ 税務署長経由による審査請求にかかる審査請求書が郵便又は信書便により提出された場合には、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日（その表示がないとき、又はその表示が明瞭でないときは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日）にその提出がされたものとみなすこと
- ・ 国税に関する法律に基づく処分をした者が誤つて法定の期間より長い期間を不服申立期間として教示した場合において、その教示された期間内に不服申立てがされたときは、当該不服申立ては、法定の期間内にされたものとみなすものとする

ク 却下

- ・ 首席国税審判官は、審査請求が法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、裁決で、当該審査請求を却下するものとする

(三) 審査手続

ア 担当審判官等

- ・ 首席国税審判官は、審査請求書を受理したときは、審査請求にかかる事件の調査及び審理を行なわせるため、担当審判官 1 名及び参加審判官 2 名以上を指定することとする

イ 審査審理

- ・ 担当審判官は審査請求の目的となった処分にかかる行政機関の長（国税局の職員の調査にかかる処分についての審理にあつては当該国税局長、以下「原処分庁」という。）が理由付記によって納税者に示した処分理由以外の理由を根拠に処分の適法性を審査できないようにすること

ウ 担当審判官の権限及び義務

- ・ 担当審判官は、相当の期間を定めて、原処分庁から、答弁書を提出させるものとする
- ・ 担当審判官は、その受理した審査請求書の副本を原処分庁に送付するものとする
- ・ 原処分庁は、答弁書に、審査請求の趣旨及び理由に対応して、原処分庁の主張を記載しなければならないものとする
- ・ 担当審判官は、原処分庁から答弁書が提出されたときは、その副本を審査請求人に送付しなければならないものとする
- ・ 担当審判官は、審理を行なうため必要があるときは、審査請求人の申立てにより、又は職権で、審査請求人若しくは原処分庁（以下、「審査請求人等」という。）又は関係人その他の参考人に質問することができるものとする
- ・ 担当審判官は、審理を行なうため必要があるときは、審査請求人の申立てに

より、又は職権で、審理を行なうために必要な帳簿書類その他の証拠につき、その所有者、所持者若しくは保管者に対し、当該証拠の提出を求め、又はこれらの者が提出した証拠を留め置くことができるものとする

- ・ 担当審判官は、審理を行なうため必要があるときは、審査請求人の申立てにより、又は職権で、審理を行なうために必要な帳簿書類その他の証拠を検査できるものとする
- ・ 担当審判官は、審理を行なうため必要があるときは、審査請求人の申立てにより、又は職権で、鑑定人に鑑定させることができるものとする
- ・ 担当審判官は、審査請求人等、関係人その他の参考人、鑑定人に対し質問し、事情を聴取した場合、その内容を録取した書面を作成しなければならないものとする
- ・ 担当審判官は、審査手続に関して収集作成された全ての資料について閲覧の機会を保障するために、適当と認める時期に、審査請求人に対し、資料の目録を通知しなければならないものとする

エ 原処分庁の義務

- ・ 原処分庁は、処分の理由となった事実その他処分が正当であることを証する書類、物件その他の証拠を提出しなければならないものとする

オ 審査請求人及び参加人の権利及び義務

- ・ 審査請求人及び参加人は、送付された答弁書に対する反論書又は証拠を提出することができるものとする
- ・ 担当審判官が反論書又は証拠を提出をすべき期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならないものとする
- ・ 審査請求人又は参加人は、審理手続が終結するまでの間、担当審判官に対し、首席国税審判官が審査請求に係る事件の審理のために所持するすべての書類その他の物件の閲覧又は謄写を求めることができるものとする。この場合において、担当審判官は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は謄写を拒むことができないものとする
- ・ 謄写が困難な物件については写真撮影を含むものとする
- ・ 担当審判官は、閲覧又は謄写について、日時及び場所を指定することができるものとする

カ 口頭意見陳述

- ・ 審査請求人又は参加人は、審査請求にかかる事件に関する意見を述べるため、担当審判官に対し、口頭意見陳述期日及び場所を指定するよう請求することができるものとする
- ・ 担当審判官は、口頭意見陳述の請求があったときは、期日及び場所を指定し

- て、審査請求人、参加人、原処分庁を招集しなければならないものとする
- ・ 担当審判官から口頭意見陳述の招集があった場合において、審査請求人は、代理人とともに出頭することができるものとする
- ・ 担当審判官がすべての審査請求人等を招集したときは、当該審査請求人等は、指定された期日及び場所に出頭しなければならないものとする
- ・ 担当審判官は、口頭意見陳述期日において、当該申立てをした者に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならないものとする
- ・ 当該申立てをした者は、口頭意見陳述の期日において、担当審判官の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、原処分庁に対して、質問を発することができるものとする
- ・ 当該質問に対し、原処分庁は、正当な理由がない限り、そのとき又は後日改めて、回答しなければならないものとする

キ 併合審理等

- ・ 首席国税審判官は、必要があると認めるときは、数個の不服申立てを併合し、又は併合された数個の不服申立てを分離することができるものとする
- ・ 更正決定等について不服申立てがされている場合において、当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等があるときは、首席国税審判官は、当該他の更正決定等についてあわせて審理することができるものとする
- ・ ただし、当該他の更正決定等について不服申立ての決定又は裁決がされているときは、この限りでないものとする
- ・ この場合には、首席国税審判官は、当該不服申立てについての決定又は裁決において当該他の更正決定等の全部又は一部を取り消すことができるものとする
- ・ この場合に更正の請求に対する処分について不服申立てがされている場合において、当該更正の請求に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等があるときについて準用するものとする

(四) 裁決

ア 裁決

- ・ 裁決は首席国税審判官が行うものとする
- ・ 首席国税審判官が裁決をする場合には、担当審判官及び参加審判官の議決に基づいてこれをしなければならないものとする
- ・ 首席国税審判官は、審査請求に理由があるときは、裁決で、当該審査請求に係る処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更するものとする
- ・ ただし、審査請求人の不利益に当該処分を変更することはできないものとする

と

- ・ 首席国税審判官は、審査請求に理由がないときは、裁決で、当該審査請求を棄却するとすること
- ・ 審査請求の理由が処分の違法性にある場合、首席国税審判官は処分行政庁が理由付記によって納税者に示した処分理由以外の理由を根拠に処分の適法性を認定してはならないとすること
- ・ 裁決の根拠について、審査請求の理由が処分の不当性にあつた場合には、その処分の合理性を積極的に説明しなければならないとすること

イ 裁決書

- ・ 裁決書には、国税不服審判所長、首席国税審判官、担当審判官(以下「国税不服審判所長等」という。)が記名押印をしなければならないものとする
- ・ 国税不服審判所長等は、審査請求にかかる処分の全部又は一部を維持する場合であっても、当該処分を取消しないし変更する場合であっても、裁決書において当該裁決の理由を明確に示さなければならないとすること
- ・ 国税不服審判所長等は、裁決で当該審査請求に係る処分の全部又は一部を維持する場合、裁決書に、当該処分につき裁判所に対して訴訟を提起することができる旨及び提訴期間を記載して、これを教示しなければならないとすること
- ・ 審査請求についての裁決は、首席国税審判官が、裁決書の謄本を審査請求人（当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合の裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方）の指定した送達場所へ送達して行なうとすること
- ・ 裁決は、審査請求人又はその代理人が裁決書の謄本の送達を受けたときからその効力を生じるものとする
- ・ 首席国税審判官は、裁決書を原処分庁にも送達しなければならないとすること

ウ 裁決の効力

- ・ 裁決は、関係行政庁を拘束するとすること
- ・ 申請若しくは請求に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請若しくは請求を却下し若しくは棄却した処分が裁決で取り消されたときは、当該処分に係る行政機関の長は、裁決の趣旨に従い、あらためて申請又は請求に対する処分をしなければならないとすること
- ・ 審査請求人の審査の請求を認容し、原処分を変更する裁決がある場合、租税行政庁はこの裁決の基礎となる事案について、裁決の結論と抵触する更正決定等をすることができないとすること
- ・ この場合、偽りその他の不正の行為に該当すると認められる場合には適用しないこと

- ・ 国税に関する法律に基づいて公示された処分が裁決で取り消され、又は変更されたときは、当該処分に係る行政機関の長は、当該処分が取り消され、又は変更された旨を公示しなければならないとすること
- ・ 国税に関する法律に基づいて処分の相手方以外の利害関係人に通知された処分が裁決で取り消され、又は変更されたときは、当該処分に係る行政機関の長は、その通知を受けた者（審査請求人及び参加人を除くものとする。）に、当該処分が取り消され、又は変更された旨を通知しなければならないとすること

エ 裁決の公開

- ・ 国税不服審判所長は、すべての裁決を公開しなければならない。ただし、裁決に含まれる個人を識別できる情報についてはこれを除かなければならないとすること

オ 証拠書類等の返還

- ・ 担当審判官は、裁決をしたときは、すみやかに、保管している証拠書類、物件その他の証拠をその提出人に返還しなければならないとすること

(五) 審査請求の取下げ

- ・ 審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも書面により当該審査請求を取下げることができること
- ・ 裁決を経ないで訴訟提起がされたときは、審査請求は取下げられたものとみなすこと

(六) 合意による終結

- ・ 担当審判官は、審査手続において、紛争の早期解決のために審査請求人と原処分庁の合意のもとに審査手続を終結させることができること
- ・ 担当審判官は、審査請求人と原処分庁との合意の内容を記載した書面を作成し、これを審査請求人又は代理人と原処分庁に送達しなければならないとすること
- ・ 合意により審査手続が終結した場合は、合意の内容を誠実かつ迅速に実行しなければならないものとする

(七) 再調査再処分の制限

- ・ 租税行政庁は、偽りその他の不正の行為に該当すると認められる場合がない限り、裁決又は合意により終結した事案の課税標準及び税額に関し、新たに調査又は処分をすることができないものとする。

三 訴訟

1 訴訟提起

- ・ 国税に関する法律に基づく処分に不服のある者は、不服申立てをすることができる処分について、異議申立て又は審査請求を経ることなく、処分があつたこ

とを知った日（処分に係る通知を受けた場合には、その受けた日）の翌日から起算して6月以内に、裁判所に対して、訴えを提起することができることとする

- ・ 処分に不服のある場合には、当該処分が、この法律の第2章(納税者権利憲章)に照らして適当と言えない状態である場合を含むものとする
- ・ 不服申立人は、異議申立て又は審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても決定又は裁決がないとき、裁判所に対して不服申立てに係る処分の取消しを求める訴えを提起することができることとする
- ・ 異議決定又は裁決に不服のある者は、異議決定書の謄本又は裁決書の送達があった日の翌日から起算して6月以内に、裁判所に対して、不服申立てをした処分の取消しを求める訴えを提起することができることとする
- ・ 期間の経過について正当な理由がある場合には、この限りではないとする
- ・ 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した者は、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするために、裁判所に対して不服申立てをすることができる処分の取消しを求める訴えを提起することができることとする

2 訴訟手続

(一) 理由の差替えの禁止

国は、訴訟において、理由付記により納税者に示した理由を差し替えて適法性の主張をすることは許されないとすること

(二) 原処分庁の調査の制限

原処分庁は、訴訟が係属中、当該事件について調査をすることができないとすること

3 合意による終結

- ・ 国は、訴訟手続において、紛争の早期解決のために納税者との合意のもとに訴訟手続を終了させることができることとする
- ・ 合意により訴訟手続が終了した場合、処分行政庁は、合意の内容を誠実かつ迅速に実行しなければならないとすること

4 認容判決等の効力

- ・ 原告の請求を認容した判決が確定した場合又は合意により事件が終結した場合、原処分庁はこの判決の基礎となる事案について、新たに調査を行い、又は判決の結論又は合意の内容と抵触する更正決定等を行うことができないとすること
- ・ 判決の言渡し後、判決が確定する迄に為された更正決定等は判決の確定により当然に無効になるとすること

第五 組織

一 国税不服審判所の設置

- ・ 財務省設置法及び内閣府設置法を改正し、国税不服審判所を内閣府に設置すること
- ・ 国税不服審判所の審判官及び審査官は、退任後5年間は国税庁の職員になることはできないとすること
- ・ 非常勤の国税審判官の任用を行うとすること
- ・ その他国税不服審判所の人事組織運営に関して所要の規定の整備を行うものとする

二 租税専門部の設置等

- ・ すべての高等裁判所及び高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所において租税専門部を設置するものとし、所要の整備をすること
- ・ 裁判官は国の指定代理人になることはできないとすること
- ・ 国税庁職員は、裁判所調査官になることはできず、裁判官及び裁判所職員は国税庁職員になることはできないとすること

三 国税苦情処理委員会の設置等

- ・ 納税者権利憲章の不遵守に対する苦情など国税に関する納税者の苦情を処理する国税苦情処理委員会を内閣府に設置すること
- ・ 国税苦情処理委員会は、納税者の立場に立って公正かつ迅速に苦情を処理し、もって税務行政に対する納税者の理解と信頼を確保するように努めるとすること
- ・ 国税苦情処理委員会の委員長は、納税者の立場に立って税務行政を監視できる識見を有する国民（財務省、国税庁、国税局及び税務署の職員並びにその職員であった者を除く）のうちから、国会の承認を得て内閣総理大臣が任命すること
- ・ 国税苦情処理委員会の委員は、納税者の立場に立って税務行政を監視できる識見を有する国民（財務省、国税庁、国税局及び税務署の職員並びにその職員であった者を除く）から、委員長の推薦により内閣総理大臣が任命すること
- ・ 国税苦情処理委員会は、受理した苦情に関し、関係行政機関に対し質問し、報告を求め、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる
- ・ 国税苦情処理委員会は、納税者権利憲章の不遵守などがあると認めた場合には、行政機関に改善を求める勧告をすることができる
- ・ 国税苦情処理委員会は、納税者権利憲章の遵守状況について調査することができる
- ・ 国税苦情処理委員会は、事務年度終了後、年次報告書を国会に提出すること

第六 補則

一 パブリックコメント

- ・ 政令、省令、通達(以下、「政令等」という。)を定める機関は、政令等を定めようとする場合、当該政令等の案及びこれに関連する資料を予め公示し、意見の提出先及び意見の提出のための期間を定めて、一般の意見を求めなければならないとすること
- ・ 公示する政令等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ当該政令等の題名及び当該政令等を定める根拠となる条項が明示されていなければならないとすること
- ・ 政令等の制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定める場合、意見提出期間内に当該政令等制定機関に対し、提出された当該命令等の案についての意見を十分に考慮しなければならないとすること
- ・ 政令等制定機関は、意見公募手続を実施して政令等を定めた場合には、当該政令等の交付と同時期に提出された意見及びその意見を考慮した結果等必要な事項を公示しなければならないものとする
- ・ 財務大臣は、租税に関する法律案を作成するに際し、政令等の制定機関と同様に意見公募手続をとらなければならないとすること
- ・ その他の所要の規定を整備するものとする

二 事前照会制度

- ・ 納税者は個別の取引、事実等に係る税務上の取扱い等に関して、事前照会をすることができるものとする
- ・ 事前照会制度の対象となる事項とならない事項を法定すること（将来取引をも対象とすること）
- ・ 事前照会制度は、個別具体的な事実関係に対する行政庁の法解釈を示すものに過ぎないことを明確にすること
- ・ 事前照会制度は、個別具体的な特定の取引についての判断を示すものとし、そのほかの類似の事実関係についての先例拘束性を持たないことを明確にすること
- ・ 事前照会に対する行政庁の回答は行政庁を片面的に拘束するものであることを明確にすること
- ・ 事前照会に対する行政庁の回答が司法判断を拘束しないことを明確にすること
- ・ 事前照会に対する行政庁の回答は公表をしないとする
- ・ 事前照会に回答する期限を定めること
- ・ 事前照会制度は事業団体の問い合わせについても同様に適用されること
- ・ 移転価格税制の APA 等の類似の制度についても同様の整備をすること

三 源泉徴収制度

源泉徴収された金額に誤りがある場合、その誤りを是正し、過大に徴収された金額の返還を求めるための所要の規定を整備すること

四 情報通信技術の利用

この法律に定める手続に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用するための所要の規定を整備すること